

タクシーご利用の皆様へ

毎度ご乗車ありがとうございます。

このたび、当地区のタクシー運賃・料金について、令和8年2月13日付けをもって国土交通省関東運輸局長より下記のとおり公示され、3月16日から実施される事になりました。

業界におきましては、輸送の安全とサービスの向上により一層の努力を致してまいりますので、今後とも変わらぬご愛顧の程よろしくお願い申し上げます。

記

改定運賃（埼玉北部地区） ※ 県北地域

種 別	車 種	上 限 運 賃 及 び 料 金
距離制運賃	特大車	初乗0.941 km まで 570円 加算205m までを増すごとに 100円
	大型車	初乗0.941 km まで 540円 加算216m までを増すごとに 100円
	普通車	初乗0.941 km まで 500円 加算233m までを増すごとに 100円
時間距離併用運賃	特大車	時速10 km 以下の走行時間につき 1分15秒までごとに 100円
	大型車	時速10 km 以下の走行時間につき 1分20秒までごとに 100円
	普通車	時速10 km 以下の走行時間につき 1分25秒までごとに 100円
時間制運賃	特大車	30分までごとに 4,430円
	大型車	30分までごとに 4,210円
	普通車	30分までごとに 3,990円
深夜・早朝割増	22時から5時まで	2割増
迎車回送料金	1回につき定額料金を事業者ごとに設定、又は回送距離について0.941 kmを限度として実車扱いとし、初乗運賃額を限度とする。 なお、車両が到着後、お客様の都合により待機させられる場合は、5分経過後に時間距離併用運賃を加算させていただきます。	
障害者割引	(身体障害・療育手帳にある写真を確認後に割引とする。) 1割引	

○ 車内にタクシーカードを備え付けてありますので、忘れ物やご要望などにご利用下さい。

一般社団法人埼玉県乗用自動車協会

さいたま市浦和区高砂3-10-4 電話 (048) 863-6431